

ながぬま



大豆収穫作業

— 3区 鳥井 光司さん —

農協法公布記念日にあたって



北海道農業協同組合中央会

代表理事会長 小野寺 俊幸

昭和22年11月19日に農業協同組合法（農協法）が公布され、今年で75年を迎えました。戦後の食糧不足の混乱期に、農業者の協同組織の発達を通じ、「農業生産力の増進」と「農業者の経済的社会的地位の向上」を図り、国民経済の発展に寄与することを目的として、農協法が制定され、農協が設立されました。

自立「民主的運営」の基本に立ち、相互扶助の精神のもと、幾多の困難な状況乗り越え、組合員の皆様の営農と生活の安定並びにより良い地域社会の実現を目指し、今日に至っております。

一昨年より、新型コロナウイルスという今まで経験したことのないウイルスが世界的に感染拡大し、社会・経済にも大きな影響を与えておりますが、経済活動は徐々に日常を取り戻しつつあります。

しかしながら、農業分野においては長引くコロナ禍の影響による農畜産物の消費の低迷、飼料・肥料等生産資材の高騰により農業・JAを取り巻く環境は厳しさを増しております。

思い返すと世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、マスクの需要が急激に増加しましたが、その大部分を海外からの輸入に頼っていたことから、国内は深刻なマスク不足に陥ってしまいました。

コロナ禍において、いくつかの国が食料の輸出を制限しました。幸いにも、それらの国から日本は食料を多く輸入していません。そのため、今のところ大きな影響には至って

おりませんが、何らかの問題が発生したとき、私たちの食料はどうなってしまうのか。私たちがとって大きな教訓となりました。

このことから、国民が必要とし消費する食料はできるだけその国で生産する「国産」という考え方は、消費者に知っていただきたい大切なテーマであり、1945年に国連食糧農業機関（FAO）が発足した日、さらに1981年に国連が「世界食料デー」に定めた日である10月16日を、「国産の日」として制定し、令和3年に日本記念日協会に登録しました。

今こそ、この国産の周知、さらにはJA北海道大会で確認された550万人サポーターづくりを推進するべく、JAグループ北海道が一体となって「アグリアクション北海道」と題した統一した取組みをしっかりと実践することが必要となります。

最後になりますが、JAグループ北海道は、協同組合の理念と精神を事業の拠り所とし、今後とも組合員の皆様が夢と希望を持つて営農と生活が続けられる環境を整えること、地域農業とJAの発展に全力でサポートすることを誓い申し上げます。農協法公布記念日にあたってのメッセージといたします。

学校給食 農産物贈呈式



10月6日、長沼町役場町長室において、学校給食用の新米100kg、新じゃがいも100kgの贈呈式が行われました。

柴田組合長から齋藤町長へ、日頃より農業に対するご支援・ご協力に感謝を申し上げ、農産物の生育や集荷状況について

説明し、「本年も安全で美味しい米・玉ねぎ・じゃがいもが生産され、学校給食を通じ児童や生徒の皆様に地場産食材をたくさん食べていただきたい」と言葉を述べ贈呈されました。

齋藤町長より「天候の偏りと収穫時期の台風などにより大変ご苦労された年となりました。生産者のご努力に心から敬意を表します。学校給食では年間通じ、約40%の長沼産農産物を使わせていただいております。米は100%長沼産であり、小麦もパンやラーメン、うどんなどで提供されています。毎日900食に長沼産の農産物が使用されており、地元産食材使用率は全道でもトップクラスとなっています。給食を通して、子供たちに農業の大切さを学んでほしい。」と謝辞をいただきました。

また、長沼町の農業情勢や農産物の状況について意見交換が行われました。

販売部 令和4年産大豆受入開始



10月17日、令和4年産大豆受入を開始しました。

しわ・裂皮が多いが、色彩選別機等を使用し、調製を行います。



『めぐり王国北海道NEXT』で長沼町大豆栽培の取組み撮影



撮影：HBC

10月14日、「めぐり王国北海道NEXT」で長沼大豆栽培の取組みについて撮影がありました。

大豆生産者でありJAグループ北海道スペシャルサポーター（ambassador）である「長沼町9区 桃野慎也さん」のほ場で大豆の栽培・収穫そして間作小麦について説明しました。また、ほ場で桃野さんの奥様が作られた自慢の大豆料理2品と当JA青年部が手掛けた「誉（ほまれ）」とうふを提供。森崎リーダー・森アナウンサーともに大豆本来の味に感動し召し上がっていました。ほ場撮影後には当JA大豆調製施設の説明を倉課長（米穀畜産課）が対応し、受入から出荷までの流れについて説明しました。最後には本年度採用されたフレッシュな新規採用職員より当JAのPRを行いました。



撮影：HBC



撮影：HBC

販売部 種子馬鈴しよ 共選開始

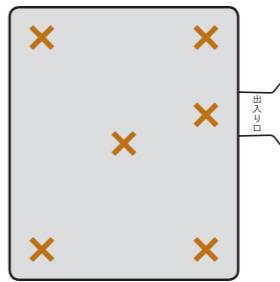
10月11日、種子馬鈴しよの共選作業が始まりました。本年度の作付面積は約32haで生産者16戸が植物防疫検査に合格した健全な種子馬鈴しよを全国に出荷しています。



長沼町ジャガイモシストセンチュウ対策協議会 からのお知らせ 馬鈴しよ植付ほ場(販売用・自家用)の土壌自主検診について

長沼町ジャガイモシストセンチュウ対策協議会では、ジャガイモシストセンチュウ蔓延防止のため土壌検診を実施しております。ジャガイモシストセンチュウは根に寄生し養分を吸収するため密度が高くなると収穫量が減少し、大きな打撃を受けます。対策協議会ではジャガイモシストセンチュウの早期発見・蔓延防止のため、馬鈴しよ植付ほ場の土壌自主検診を実施しますので、左図を参考に土壌を採取し提出するようお願いいたします。

- ・採取土壌は、ほ場の四隅、中央及び出入り口の6か所(×印の付近)から深さ10cmほど穴を掘り合計で1kg程度まで採取してください。
- ・簡単なほ場図(共済の図面等)を同時に提出してください。



土壌採取に関するお問い合わせまたは提出先は販売部園芸蔬菜課(08-22228)までお願いします

JA青年部 収穫祭開催

10月1日、JAながめま駐車で3年ぶりに収穫祭が開催されました。当日は天候に恵まれ、新鮮野菜などを求め、沢山の来場者が訪れました。野菜直売会では、朝取りブロッコリーや、トマト、秋野菜のかぼちゃ・白菜などを販売し、目玉企画のじゃがいも・玉ねぎ・にんじんの詰め放題も行われ大いに盛り上がりました。

今年JA女性部とAコープ長沼店の出店となり、JA女性部では手芸用品の販売や、牛



乳とお米の消費拡大運動を目的とした無料配布などを行い、Aコープ長沼店は秋の味覚の秋さんまや果物などの販売を行いました。また、ながめま産ゆきほまれを100%使用した「誉とうふ」も人気があり、すべて完売することができました。



「2022北海道ホルスタインナショナルシヨウ」の開催について

9月24日、25日、北海道ホルスタイン共進会場(勇払郡安平町早来)において、ホルスタインの品質向上を目的とした品評会「2022北海道ホルスタインナショナル



シヨウ」が3年ぶりに開催されました。当JAからは8月19日に行われた「第71回空知管内畜産共進会」において上位入賞された4頭が出場しました。

ながめまクリーンライス生産協議会 新米試食会実施

10月11日、新米試食会を行いました。当日に試食した品種は「ゆめぴりか」、「ななつぼし」、「えみまる」でした。

参加者は香りや食感を確かめながら、炊き立ての新米を食べ比べ、品種の違いを味わっていました。



相続対策に!

一時資金活用 プランのご案内

相続対策+万全保障 一時払終身共済 (平28.10)

ご契約例
男性・女性 60歳加入 一時払共済掛金 500万円

1 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。①

2 一生にわたって、お亡くなりになられた時の保障が確保できます。

3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

60歳ご加入 (令和4年4月現在)

一生運保障

死亡共済金
男性 5,146,290円
女性 5,218,770円

一時払共済掛金 500万円

死亡のとき

※1 相続人が受け取った死亡共済金には相続税の非課税枠が設けられており、相続税額を軽減できる場合があります。被相続人の死亡によって取得した共済金等、その掛金を被相続人が負担していたものが、相続税の課税対象になります。(令和3年1月末現在の法令等に基づきます。)

◆ご解約される場合、お支払いする返れい金の額はお申し込みいただいた一時払共済掛金の額が限度になります。また、早期にご解約される場合、お申し込みいただいた一時払共済掛金の額を下回る場合があります。

◆金利変動等によりお引受けできない場合や、お申し込みいただく共済掛金またはお受取りになられる死亡共済金の額が変わる場合があります。

相続対策+介護保障 一時払介護共済

ご契約例
男性・女性 60歳加入 一時払共済掛金 500万円

1 死亡給付金①を相続対策にご活用いただけます。②

2 一生にわたる介護保障で、不安の高まる高齢期も安心です。

3 公的介護保険制度に運動したわかりやすい保障です。

60歳ご加入 (令和4年4月現在)

一生運保障

介護共済金
男性 5,404,425円
女性 5,362,765円

死亡のとき
死亡給付金
男性・女性 5,000,000円

一時払共済掛金 500万円

次の①または②のいずれかの場合に、介護共済金をお受取りいただけます。

①公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定されたとき*

②所定の重度要介護状態になったとき*
(JA共済独自基準)

*責任開始時以後に生じた病気またはケガによる場合に限り、責任を負います。

※1 上記①または②の介護状態にならず、被介護者様がお亡くなりになられた場合には、死亡給付金(一時払共済掛金の額)をお受取りいただけます。

※2 相続人が受け取った死亡給付金には相続税の非課税枠が設けられており、相続税額を軽減できる場合があります。被相続人の死亡によって取得した共済金等、その掛金を被相続人が負担していたものが、相続税の課税対象になります。(令和3年1月末現在の法令等に基づきます。)

◆介護共済金をお支払いした場合にはご契約が終了します。死亡給付金をお受け取りになった場合には、介護共済金をお受け取りになられた場合は、相続税の非課税枠を適用した相続対策はできません。

◆ご解約される場合、お支払いする返れい金の額はお申し込みいただいた一時払共済掛金の額が限度になります。また、早期にご解約される場合、お申し込みいただいた一時払共済掛金の額を下回る場合があります。

◆上記①または②の介護状態になり介護共済金のご請求前に被介護者様がお亡くなりになられた場合は、死亡給付金(一時払共済掛金の額)をお受取りになります。

◆金利変動等によりお引受けできない場合や、お申し込みいただく共済掛金またはお受取りになられる介護共済金の額が変わる場合があります。

※この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「契約のしおり」等により必ずご確認ください。【22010504026】

JAからのお役立ち情報

<お問い合わせ先>
JA ながぬま 共済課
TEL (0123)88-2225

◎共済を活用する3つのメリット

活用ポイント 1 死亡共済金等の非課税枠の活用
相続税の節税対策に

生命共済の死亡共済金等には、相続税の非課税枠が設けられているため、現金で財産をのこすより、相続税額を軽減する効果があります。

相続人が受け取った場合の死亡共済金等の非課税枠
500万円×法定相続人の数

法定相続人の数が4人(配偶者と子3人)の場合
例えば **500万円×4人=2,000万円**

相続税は **262万円**に 相続税は **137万円**に

例えは1億円の相続財産があった場合…
相続税は262万円に 相続税は137万円に

※相続税の非課税枠は、死亡共済金(保険金)と合わせて、1,500万円(法定相続人の数が4人以上の場合)が限度となります。

活用ポイント 2 死亡共済金は遺産分割の対象外
受取人指定で「争族」防止に

残されたご家族の相続争い「争族」。この「争族」を防ぐためには「遺言」が一般的に有効ですが、遺言には法律で定められた要件等があり、遺言によりトラブルを防ぐためには、一定の知識が必要です。そんなとき、生命共済を活用するととても便利。死亡共済金受取人をご指定いただくことで、あらかじめ財産をお渡しする方を決めることができます。そのうえ、受取人の固有財産として扱われ、遺産分割の対象にはなりません。

〈家庭裁判所における相続関係相談件数〉
10年間で約1.8倍に
96,277件(平成14年度) → 174,494件(平成24年度)

のこしたい人にのこせる。
相続して面倒をみてくれる長男に遺言をのこす。長女にお礼がほしい。

遺産分割の対象外。
家を継いでくれる長男に遺産を多くのおこす。

活用ポイント 3 スムーズな死亡共済金の受取り
相続時の急な出費に

財産を預貯金に入れたまま、お亡くなりになった場合、残されたご家族が思うようにお金を引き出せなくなることがあります。そこで、共済を活用した場合、死亡共済金受取人は、すみやかに死亡共済金を受け取れます。これにより、葬儀費用や生活費、納税資金等、すぐに必要な費用に対応することが可能です。

◎令和3年8月 公的介護保険制度改正(補足給付の預貯金要件の見直し)

一定の資産(所得や預貯金等)がある場合、介護保険施設の負担額が大きくなるのはご存じですか?
介護保険施設を利用する方の食費・居住費については、助成(補足給付)がありますが、その資産要件について、令和3年8月から見直しされています。(左記を超える資産がある場合は助成を受けられません)
この資産には共済は含まれないため、資産を預貯金等から共済に移すことで、将来の介護施設費用を抑える効果が期待できます。

補足給付の預貯金要件の見直し	R3.7月まで	見直し後(R3.8月~)
年金収入等80万円以下(※300円)	単身 1,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下(※300円)	夫婦 2,000万円	単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等120万円超(※300円)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

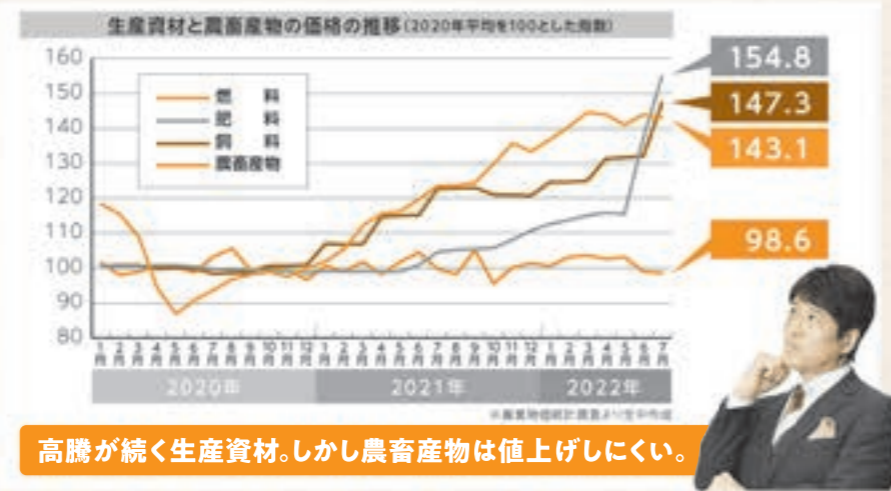
※年金収入等=公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額

※出典:厚生労働省ホームページ

林修先生と学ぶ みんなの食料安全保障

生産資材の高騰が続き、日本の農業は苦境に立たされています。

世界情勢の変化は今、農業の現場に、大きな問題をもたらしています。肥料、家畜の餌、燃料など農業生産に欠かせない資材価格の高騰が、経営を直撃しているのです。このままでは農業を続けることが難しいという、生産者の皆さんの深刻な声も聞こえてきます。物価の上昇は、私たちだけでなく、生産者にも大きな影響を与えているのです。では、この生産コストの上昇を、そのまま価格に転嫁できるかというと、生産者の皆さんの「できるだけ国産の農畜産物を食べていただきたい」との思いもあり、なかなか値上げしにくいというのが現状です。



高騰が続く生産資材。しかし農畜産物は値上げしにくい。

適正な価格で「国消国産」を進める。それが「みんなの食料安全保障」。

しかし、このままでは、農業の経営は立ち行かなくなり、日本の「食」の未来は見えてきません。生産者を支え、日本の「食」を未来につなぐために、農畜産物の適切な価格形成に向けた環境づくり、ルールづくりを模索する時が来ている、と言えるでしょう。私たちもまた、日本の「食」と「農」を支えるために、意識を変えていくことが求められる時代になったのではないのでしょうか。

「食料安全保障」といっても、そのカギは、私たちの意識と、身近な行動の中にあります。できるだけ国産のものを手に取り、食べることが、私たちにできる「国消国産」の実践であり、日本の生産者を応援することにつながります。それが私たち「みんなにできる食料安全保障」と言えるでしょう。



さあ「国産」を、食べて応援！

「JAタウン」で旬の農畜産物を、
今だけ送料無料で。

<https://www.ja-town.com/shop/e/ekokusho/>

期間 2022年10月13日から11月末日まで

※既定数に達した場合、早く終了することがあります。

おいしい日本と暮らそう

JAタウン

詳しくは▼



林修先生と学ぶ みんなの食料安全保障

どうなる？世界の「食」 どうする？日本の「食」

「食料安全保障」というと、ちょっと堅苦しく聞こえますが、私たちの子どもや孫の世代まで、食料の心配が無い国にしていけるにはどうしたら良いかという、日本の未来にとって、とても重要なテーマです。なぜ重要なのか、そして、私たちにできることは何なのか。いくつかの視点から探っていきましょう。

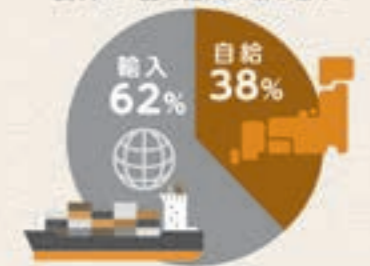
JAグループサポーター
林修



世界情勢の激変で、日本の「食」のリスクが拡大しています。

日本の「食」は多くのリスクを抱えています。その代表的なリスクが「食料自給率」の低迷です。日本の食料自給率は、わずか38%*。食料の約6割を、輸入に頼っているのです。
*2021年・カロリーベース

食料の6割を輸入に頼る日本



そして今、日本の「食」は、さらに新たなリスクに直面しています。ウクライナ情勢の影響です。これまで、異常気象などの影響で、世界の食料価格は高騰を続けていました。ウクライナ情勢によって、価格の高騰に拍車がかかったのです。世界屈指の穀倉地帯であるウクライナ、ロシアからの輸出が滞ったために、国際的な価格上昇が起きました。日本でも、様々な食品が値上がりするなど、大きな影響を受けています。「食料は、安く、いくらかでも輸入できる」。そんな時代は、もう過去のものになったと言っても、過言ではないでしょう。

日本の「食」と「農」を支え、未来につなぐ「国消国産」。

では、いざという時に食料が不足しないためにはどうすればよいのでしょうか。その答えを、JAグループは「国消国産」として提唱しています。

「国消国産」とは、「国」民が必要として「消」費する食料は、できるだけ、その「国」で生「産」する、ということです。



「国消国産」を実践していくことは、国内の農業に活力を与え、食料自給率の向上など、食料安全保障の確立につながることはもちろん、私たちの「食」の安心と、食卓を囲む笑顔がいつまでも続く、豊かな食生活の実現につながります。また、輸入によって途上国の食を奪わないことで、SDGsの実現に貢献します。

食料自給率の向上

農業の活力

食料安全保障の確立

毎日の食の安心

豊かな食生活

途上国の食料を奪わないことでSDGsの実現に貢献

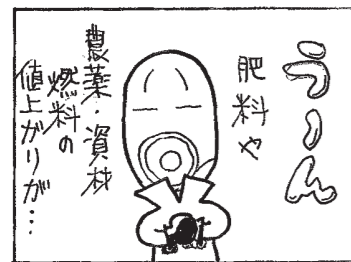
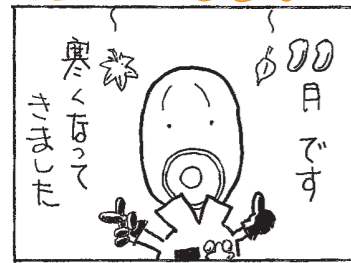
「国消国産」を地域で実践する「地産地消」

「国消国産」を地域で考えると「地産地消」に。例えばファーマーズマーケットを利用して地元産のものを消費すれば、新鮮で美味しいだけでなく、輸送によるCO₂の排出削減にもつながります。



耕そう、大地と地域の未来。JAグループ

11月号



10月15日・16日の2日間、札幌市のマルヤマクラスにて「ながぬま秋の恵マルシェ」が開催され、長沼町産ななつぼしや夢馬追を販売しました。

資材センターから

コンバイン刈刃格納研磨のお知らせ

稲刈りが終わったら、来年に備えて刃を研ぎませんか？
冬の内に丁寧な仕事をして十分錆止めをして保管いたします。

《特典》

1. 工賃 **15%**引き
2. 来年の6月迄お預りします
3. お支払いは来年の7月下旬です
4. 格納研磨の受付期限は12月末日です

研磨工賃（税込）

	従来品	新型(Wアクション)
1条刈	2,860円	—
2条刈	3,410円	6,930円
3条刈	5,170円	9,790円
4条刈	7,480円	11,000円
5条刈	10,890円	13,200円
6条刈	—	16,500円

JA ながぬま ●本所 資材センター TEL 88-2407
●北長沼支所 営農経済係 TEL 89-2034

令和4年度 第2回農業用廃プラスチックの回収について

農業用廃プラスチックの処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、産業廃棄物に指定されており、その処理は農業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

1. 受入日程 令和4年11月15日(火)～17日(木)

	ビニール類	プラスチック類	
	15日(火)	16日(水)	17日(木)
午前	1区～16区	1区～8区	17区～24区
午後	17区～31区・市街	9区～16区	25区～31区・市街

2. 受入場所・時間 麦バラ調整施設構内（トラック1台毎に回収前と回収後に計2回計量）

- ビニール類▶9:00～12:00・13:00～15:00
- プラスチック類▶9:00～12:00・13:00～15:00

3. 回収物

農業用廃ビニール類	農ビ・農ポリ・肥料袋・ラップ・マルチ・灌水チューブ ※上記以外の物は受入できませんので充分注意願います
農業用廃プラスチック類	※フレコン・農薬容器（洗浄済み）・ネット類・糸入りホース ブルーシート・点滴チューブ・その他農業用廃プラスチック類
回収できない物	ゴム製品・ビン・金属類・ダンボール・木屑・一般家庭ゴミ 発泡スチロール・FRP（繊維強化プラスチック）・※苗箱

※農薬容器について、農薬やすすいだ時の液体が付着していた場合、受入できません。
洗浄後、中を十分に乾かしてからの回収にご協力をお願いいたします。

4. 処理代金

農業用廃ビニール類	24円/kg(消費税別)
農業用廃プラスチック類	36円/kg(消費税別)

※取引口座（クミカンまたは普通貯金）で支払いいただきます。

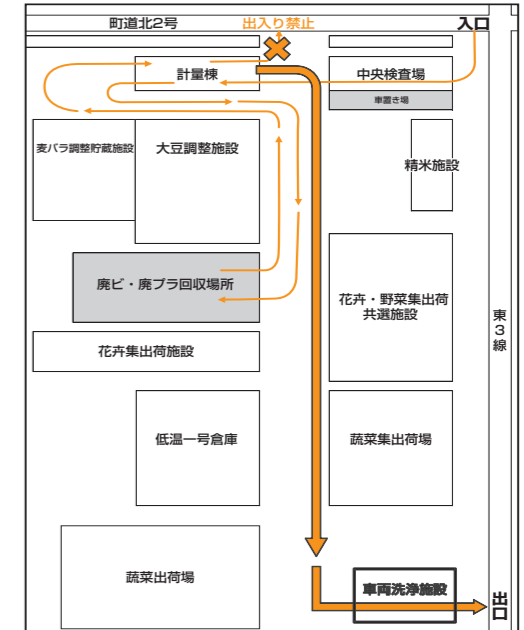
5. 助成金

- 長沼町より5円/kg以内の助成金が支給されます。（JAも長沼町と同額を助成。）
- 助成金の支払いは、2回目の回収が終了し、年間処理量が確定した後（12月頃）となります。

6. その他

- 経路におきましては、経路図をご確認のうえご走行願います。
- ※積雪時は事故防止のため、タイヤチェーンなどの滑り止め装置やスタッドレスタイヤなどの雪道用タイヤの装着をお願いします。
- ※運搬中は、路上への落下防止にご協力をお願いします。

＜経路図＞



～回収時注意点～

- ・フレコン袋は「**廃プラスチック類回収日**」となります。フレコン袋に農ビ・廃プラを袋代わりに入れて搬入する場合は、受入時にフレコン袋を確認し、回収出来ないものや農ビと廃プラが混入などしていた場合は受入出来ません。
- ・農ビ（PO除く）は、降ろす場所が異なる為、**分別して車両に積載**してください。
- ・塩ビパイプなど長さがあるものは、**1m以内で切断**してください。
- ・農薬の容器類は**必ず水洗い**してください。透明なビニール袋（穀殻用ポリ袋など）に入れ、マジックで氏名を記入してください。
- ・ラップ類に牧草など付着している場合は回収できません。

お問い合わせ先 : ながぬま農協 営農部 営農企画課 TEL 88-2226

理事会報告 - 第11回 -

《令和4年10月21日開催》

[議案]

- 第1号 第2四半期自治監査講評について
- 第2号 固定資産の取得について
- 第3号 令和4年度地区懇談会の開催日程について
- 第4号 令和4年7月期ディスクロージャー誌(半期開示)の縦覧について

[報告事項]

1. 会議行事報告について
2. 組合員の加入及び脱退の状況について
3. 主要農産物の生育状況について
4. 令和4年産米受入れ状況について
5. 令和4年産小麦調製結果について
6. 野菜・花き共選等の状況について
7. 内部監査報告について(個人情報保護及び情報セキュリティ(全部署)、子会社)
8. その他

以上、すべての議案について審議し
原案通り承認されました。



今月の組合員数 (前月比)

組合員 1,574名(-1)
正組合員 812名(-2)
准組合員 762名(+1)
正組合員戸数 638戸(-2)

農協の動き 9/7~10/21

9月

7日	空知管内農協役員研修会	於 岩見沢市
10・11日	長沼まつり友好親善記念長沼町物産展	於 福島県須賀川市
14日	避難訓練	於 資材センター 本所事務所・Aコープ
15日	長沼町町政功労者審議委員会	於 役 場
17日	米の館操業開始	於 米 の 館
17・18日	水沢産業まつり・姉妹都市長沼町物産展	於 岩手県奥州市
20~22日	信連職員農業実習	於 役 員 宅
20~29日	内部監査(個人情報保護・情報セキュリティ)	於 各 部 署
21日	旗の波街頭啓発	於 役 場
21・22日	農業振興・JA運営ヒアリング	於 農 協
26日	職員採用試験(筆記)	於 農 協
27日	無通告監査	於 子 会 社
30日	長沼町養豚協会歿魂慰霊祭	於 長 沼 神 社

10月

5日	職員採用試験(面接)	於 農 協
5日	麦大豆生産流通協議会 大豆委員会	於 農 協
6日	学校給食用農産物贈呈	於 役 場
6日	ながめまクリーンライス生産協議会 「ゆめびりか部会」役員会	於 農 協
7日	粃バラ施設運営協議会自主検定委員会	於 農 協
11日	種馬鈴しょ共選事業開始	於 共 選 場
11日	監事会	於 農 協
12日	土地連空知支部理事会	於 岩 見 沢 市
13・14日	北海道地区常勤監事監査研究会	於 札 幌 市
15日	空知管内農協組合長会議・農林水産省との 意見交換会	於 空知農業会館
17日	麦バラ施設 大豆受入開始	於 麦バラ施設
17~19日	空知管内JA常参総協議会 道外視察研修	於 鹿 児 島 県・福 岡 県
21日	理事会	於 農 協

年賀状印刷 喪中はがき

承 り 中

Aコープながめま店 ☎88-2222
Aコープ北長沼店 ☎89-2136